

一括償却の適応期間延長決定

コインランドリーで 節税対策

コインランドリー経営なら
数千万円の節税が可能?!
即時償却・税額控除・固定資産税免除について



コインランドリー経営は高い節税効果が期待できます

不動産投資よりも節税効果が高い?

法人や個人事業主の方が何らかの投資で節税対策を行う場合、不動産投資や太陽光発電などに加えてコインランドリー経営（コインランドリー投資）が昨今、高い注目を集めています。

なぜコインランドリー経営が節税対策として有効なのか？その理由は、他の投資に比べて優遇税制が適用されやすく、使える制度多いからなんです。節税対策において、より高い効果が期待できるというわけです。

優遇税制を利用するための条件は？

大前提として、何らかの事業を行なっている、またはこれから行う方、つまりは法人または個人事業主であることが条件となります。サラリーマンとして企業にお勤めの方でももちろん可能です。それぞれ、以下のパターンがあるかと思えます。

法人経営者の場合

- 現在経営されている法人の中で新規事業として行う
- 新たに別の法人を設立し、そちらで行う
- 現在経営されている法人とは別に、個人事業主として行う

個人事業主の場合

- 新たに法人を設立する
- 個人事業主として現在行っている仕事の中で、新たな事業として行う

サラリーマンの場合

- 新たに法人を設立する
- お勤めの会社を辞めずにサラリーマンをしながら副業で行う

コインランドリー経営に適応される3つの優遇税制

1 即時償却または税額控除 (中小企業経営強化税制)

この税制は、中小企業の設備投資で優遇が受けられる制度（法人税・所得税）になります。これにより、初年度から機械などの設備について一括償却（即時償却）が可能になります。もしくは、10%の税額控除を選ぶこともできます。中小企業経営強化税制は法人または個人事業主で使えます。

対象条件 資本金が1億円以下の法人、または従業員が1,000人以下の個人事業主で、一定の設備を新規取得した場合

例えば、コインランドリー経営に3,000万円の投資をした場合、中小企業優遇税制により以下のいずれかが適応されることとなります。

例1 即時償却

3,000万円を全て経費に（即時償却）してきたとすると、 $3,000万円 \times 法人の実効税率35\% = 1,050万円$ 分を節税できたこととなります。

例2 税額控除

3,000万円全てを対象とした場合、10%の税額控除なので $3,000万円 \times 10\% = 300万円$ の節税効果が見込めます。即時償却を使うか税額控除を使うかは、出た利益額など、その時の決算状況を見て選んで使うこととなります。

2 固定資産税が最大3年間免除 (生産性向上特別措置法に基づく特例)

固定資産税の中の「償却資産税」という事業用の機械や建物附属設備、器具備品などにかかる税金が最大3年間0円、つまり免除になるという制度（市町村税）です。

対象条件 資本金が1億円以下の法人、または従業員が1,000人以下の個人事業主で、一定の設備を新規取得した場合

例えば、コインランドリー経営に3,000万円の投資をした場合、固定資産税が最大3年間免除であれば、どのような効果が出てくるのかは下記となります。

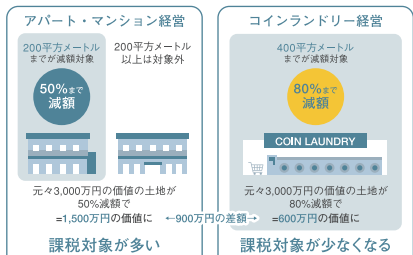
例 固定資産税を3年間免除

3,000万円を投資したうち、2,000万円分が対象になると仮定します。償却資産税の税率は1.4%ですので、年間の償却資産税は28万円となります。3年分とすると $2,000万円 \times 1.4\% \times 3年間 = 84万円$ となります。本来であれば償却資産税として3年間で84万円を納めなければいけなかったのですが、この制度を活用していただくとこれが0円になります。つまり84万円の節税ができるというわけです。

3 相続税に関して土地の評価が8割減に (小規模宅地等の特例)

コインランドリー経営は、実は相続税対策としても有効です。相続した土地（遊休地）や不動産物件を資産活用していかると、一般的にはアパートやマンションなどの賃貸経営、コインパーキングなどの駐車場経営などが挙げられると思います。ですが、コインランドリー経営なら相続税に関しても優遇税制が適応され、不動産経営よりも税金対策としては有効です。

例 価値が3,000万円ある遊休地を所有している場合



アパート・マンション経営の場合、設備投資のメインが建物のため、価値が下がりにくく償却期間が遅くなる。（長期）つまり、土地以外の設備等に関しても、相続や贈与などで税負担を軽くし、次の世代へと資産の移転がしやすいことがコインランドリー経営のメリットという訳です。